

北区 区域まちづくり事業 事業概要

事業名称	堺市北区地域子どもの居場所づくり支援事業
事業目的	長期休業中や放課後等に、身近な地域において子どもたちが気軽に立ち寄れて、異年齢、異世代との交流や様々な体験ができる子どもの居場所を開設する団体を募り、開設に要する経費の一部を助成し、子どもの居場所づくりを支援することを目的とする。
事業内容	1. 補助対象となる事業 以下の要件をすべて満たしている「子どもの居場所」を対象とする。 (1)年間5回以上、1回当たり2時間以上開設する次のいずれかの要件に該当する子どもの居場所であること。 ア 宿題など学習を支援する子どもの居場所づくり イ 遊びや体験を行う子どもの居場所づくり ウ その他の子どもの健全な育成を支援する居場所づくり (2)小学校又は中学校に就学する年齢の児童又は生徒の利用がおおむね5人以上見込めること (3)開設時間中、常に現場責任者が配置されていること。 (4)材料費等、実費以外の利用料を徴収していないこと。 2. 補助額 5回以上開催：50,000円 10回以上開催：100,000円 15回以上開催：150,000円 20回以上開催：200,000円 3. 補助金交付団体 補助金の交付の対象とする者は、校区自治連合会及び校区自治連合会が運営に関与する団体であること。
実施場所	北区役所企画総務課
実施時期	令和6年4月～令和7年3月
事業主体	北区役所企画総務課
事業効果	宿題などの学習の支援、遊びや体験などを行う子どもの居場所づくりを支援することにより、子どもが健やかに育つ環境整備を進め、子どもの健全な育成を図る。
活動指標	補助金交付団体数
備考	